

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、58歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

経営承継円滑化法をご存じですか？

特例で遺留分の問題点を回避

こんにちは、山口大介です。梅雨明けが待たれる季節です。皆さんは「中小企業経営承継円滑化法」という法律をご存じでしょうか？ 名前の通り、中小企業の経営承継を支援するための特例などが定められています。

同法で、まず覚えておきたいのが「民法特例」。民法では相続人（兄弟姉妹及びその子を除く）に最低限の相続の権利を保障しています（「遺留分」と言います＝表1参照）。後継者に自社株を集中させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められるケースも出てきます。

こうした場合の解決策となり得るのが民法特例です。民法特例には、①自社株を遺留分の対象から除外する「除外合意」と、②相続時の自社株の評価額を贈与時の価格に固定する「固定合意」の2つがあります。①は、除外合意により後継者以外の遺留分を減らすことができる、②は、固定合意により相続時の自社株の値上がりを考慮する必要がなくなる、という効果を得られます（①、②の併用も可能です）。いずれの場合も、現経営者が元気なうちに、後継者を含めた推定相続人全員の合意が必要です。

要件を満たせば贈与税・相続税を猶予

中小企業経営承継円滑化法には、「贈与税・相続税の納税猶予制度」もあります（表2参照）。これは、現経営者から後継者へ自社株を贈与・相続した場合、一定の要件を満たし、所定の手続きをすることで、贈与税・相続税の一定部分の納税が猶予されるという仕組みです（表2に記載した他にも、会社、現経営者、後継者それぞれに細かい要件があります）。贈与税の猶予を受けた後に贈与者（現経営者）が亡くなったとき、あるいは贈与者よりも先に後継者が亡くなった場合は、猶予された贈与税は全額免除となります。

利用に当たって注意したいのが、納税猶予を受けた後に要件を満たさなくなった場合、猶予されていた税金の全額納付が必要となること。贈与・相続ともに、納税猶予の要件として、申請期限から5年間は事業を継続し、後継者が会社の代表であることなどが規定されており、後継者にも相当の覚悟が求められます。

また、民法特例、納税猶予の特例の適用を受けるには、それぞれ経済産業大臣、都道府県知事の確認・認定が必要で、税務署への申告書の提出も必要になります。実行に当たっては、専門家に相談することをおすすめします。 **M**

■ 表1 遺留分の概要

相続人	遺留分（最低限、相続できる割合）
配偶者と子どもの場合	配偶者 4分の1、 子ども 4分の1※
子どものみの場合	子ども 2分の1※

※子どもが複数の場合は、これを子どもの数で等分する。
兄弟姉妹には遺留分はない。

■ 表2 贈与税・相続税の納税猶予制度の概要

贈与税の納税猶予	相続税の納税猶予
親族である後継者が現経営者から取得した自社株（一定部分※）にかかる贈与税の全額を猶予。	現経営者の相続・遺贈で、親族である後継者が取得した自社株（一定部分※）にかかる相続税の80%を猶予。
※贈与・相続前から後継者が既に保有していた議決権付株式等を含め、発行済議決権付株式総数の2/3に達するまでの部分。	
適用するための要件	

- ・贈与の場合、後継者が贈与の3年前から引き続き役員に就任していること。
- ・相続の場合、後継者が相続開始の直前において対象会社の役員であること。
- ・雇用の8割以上を5年間平均で維持すること。
- ・毎年、税務署等へ所定の報告書・届出書を提出すること。

（注）上記の他にも細かな要件がある。